

日本のココム加入と対中貿易

——外務省と通産省の政策対立を中心に——

高瀬弘文

一 はじめに

独立直後の一九五二年九月、日本は対共産圏輸出統制機構であるココムに加入する。これまで、この日本がココム加入へと至る歴史的過程、その中でもココム加入の動機については、日本側史料の制約もあり、十分な実証的研究がなされてこなかった。そして、主に米英の一次資料に依拠する先行研究では、その主要な動機が対中禁輸の緩和にあつたのではないかと議論されてきた。⁽¹⁾ いうのも、アメリカの対日占領の結果、日本はココム加入諸国よりも遥かに厳格な対中禁輸を余儀なくされており、ココム加入によつて日本は対中禁輸の緩和を期待することができたからである。

もちろん、対中禁輸の緩和という問題が、後述のように、日本のココム加入の過程において一つの重要な問題であつたことは否定できない。しかし、先行研究では、以下の点が必要しも明確ではないといえる。それは、対中禁輸の緩和という問題が日本政府内部においてどのように位置付けられ、また、他の目的との関連においてどのように認識されていたのかという点である。

そこで本稿では、史料的制約もあり十分に議論されてこなかつた日本のココム加入の動機について、近年その利用が可能となつた日本外交史料館第十二回公開史料を利用しつつ、できる限り実証的に分析を試みる。⁽²⁾ そして、外務省のみならず、日本の対外経済政策の決定に重要な役割を果たしていたと考えられる通産省についても、分析の対象と

して考察していきたい。

実は、このような視角から分析を試みることによって次の点が浮き彫りになってくる。つまり、外務省は戦後日本の「国際社会への復帰」、通産省は戦後日本の貿易市場の模索という、対中禁輸の緩和とは異なる観点から日本のコム加入問題を考慮していたという点である。より具体的には、外務省は、「冷戦」という対立状況の中で西側陣営に属しながらもアメリカの対日支配を緩和するために、西欧諸国との対等性を回復しようと試みていた。そして通産省は、対中貿易の再開を実現可能な目標であると認識していたのではなく、「冷戦」という対立状況における中国市場の「構造的喪失」を痛感し、日米経済協力構想に基づく東南アジア開発や新特需を重視していたといえるのである。とはいえ、日本政府が対中禁輸の緩和を重要な課題としていたことは事実であった。しかしそれは、対中貿易が短期的・経済的に重要だからではなく、長期的・国内政治的に重要だからであった。より具体的には、外務省は「国際社会への復帰」を実現するためにも、日本の対中禁輸政策に対するアメリカの圧力が、対中貿易の再開を希望する国内的圧力を反米感情に転化させないよう配慮する必要が

あった。そして通産省は、朝鮮戦争休戦以後に対中貿易の再開を期待する国内企業の要請を宥和すべく、長期的には日本の対中禁輸を西欧諸国並みに緩和する必要があったのである。

このような目的意識に基づき、以下ではまず、外務省と通産省にとってコム加入が如何なる問題であったのかを中心に概観していきたい。

二 日本のコム加入を巡る諸問題

コムとは、一九五〇年一月、ソ連・東欧向け戦略物資の国際輸出統制を実施すべく、アメリカのトルーマン政権(Harry S. Truman)のイニシアティブによって設立された秘密組織である。コムは正確には、政策方針を協議する「審議委員会」(Consultative Group、以下、CGと略)と常設の事務機関である「調整委員会」(Coordinating Committee、以下、COCOMと略)から成っており、その本部はパリに置かれていた。⁽³⁾そして朝鮮戦争勃発以後は、中国及び北朝鮮など、アジアにおける東側諸国に対する輸出統制に関しても検討・実施されるようになる。こうして対日講和条約締結以後、日本の対中貿易の問題もコムの

議題となるのである。

日本のココム加入に向けての動きは、一九五一年十一月のCG会議において始まる。このCG会議では、日本のココム加入を勧告する決議が採択され、アメリカ政府が日本側に対してココム加入を斡旋することが決定された。⁽⁴⁾しかしアメリカ政府は、対日講和条約発効直前の一九五二年三月までこの対日斡旋を行わず、日本の加入を勧告する決議の存在すら否定した。⁽⁵⁾アメリカ側のこのような態度は、日本の輸出統制を巡る政府内部の国務省と国防省・商務省などとの対立に起因していた。国務省は、東南アジア市場が日本の経済復興・経済自立の観点から短期的に有効ではなく、それ故に非戦略物資に関しては日本に對中貿易を許可するよう主張していた。他方国防省は、對中貿易を極力制限するとともに、その代替市場として東南アジアが有効であると強調していた。⁽⁶⁾つまりアメリカ政府は、日本の對中禁輸に関する確固たる政策を策定できずにいたのである。その後この政策対立は、日本のココム加入問題を巡り、再度表出することとなる。これに対して西欧諸国は、日本に對中貿易を許可すれば自国市場に対する日本製品の流入を回避できると認識しており、イギリスのイニシアティブの

もと、西欧諸国は一致して日本のココム加入を推進していくのである。⁽⁷⁾

外務省と通産省がココムへの加入を考慮・検討し始めたのは、このような状況においてであった。日本政府にとってのココム加入問題とは、次の二つの問題であったといえる。それは第一に、日本は、現組織（ココム）に加入するか、ココムとは別個の組織（以下、別組織と略）に加入するかという問題である（以下、機構問題と略）。後者の別組織とは、アメリカ国防省・商務省が、日本の對中禁輸を維持するとともに西欧諸国の對中禁輸を強化することを目的として設立を主張していた国際組織である。ただ、統制水準など具体的内容に関しては、後述する七月のワシントン会議直前まで日本側には通知されず、外務省も通産省も別組織をココムのアジア版、つまりアジア諸国から成る国際組織として認識していた。また第二に、独立後の日本の對中貿易をどのように調整するかという問題であり、より具体的には、どの品目に関して對中禁輸の緩和を求めるのか、という問題であった（以下、品目問題と略）。というのも、占領下の日本は、中国の朝鮮戦争参戦に伴うアメリカの對中姿勢の硬化により、對中貿易の全面禁輸を余

儀なくされていたからである。もし外務省と通産省が、対中禁輸を緩和するためにココム加入を考慮し、ココム加入によってほぼ自動的に対中禁輸が緩和されると認識していたならば、この機構問題と品目問題を区別することもなかったはずである。しかし実際には、後述のように、この二つの問題を区別していた。そして、外務省は機構問題を、通産省は品目問題を重視していくのである。では、日本政府はなぜ、そしてどのように、最終的にココム加入を希望するに至ったのだろうか。

三 外務省と通産省の政策対立

①機構問題をめぐる対応

日本外務省は、遅くとも一九五一年十二月にはココムという組織が存在している事実を察知していたが、その詳細については十分把握しておらず、加入も考慮していなかった。⁽⁸⁾しかし一九五二年になると、外務省はココム加入に対して積極的になっていく。その背景には駐仏在外事務所からのココムに関する秘密情報が大きな役割を果たしていた。萩原徹駐仏在外事務所長は非公式ルートを通じて情報を得ていたが、その情報に基づき、萩原が強調するココ

ム加入の利益とは、輸出統制の問題に関して日本が「決定を他から押しつけられずに、協議のうえで協力していく」ことが可能となる点であった。⁽¹⁰⁾萩原は、ココムにおける輸出統制方針が全会一致により決定されることを重視し、ココムがアメリカの主張する輸出統制方針を実施するための機関ではなく、加入国による協議を重視したものであると報告している。⁽¹¹⁾つまり萩原は、日本がココムという西欧諸国から成る国際組織に加入し、西欧諸国との対等性を回復することによって、アメリカの対日支配の緩和を実現することができると考えており、それが日本のココム加入により得られる主要な利益だと認識していたのである。⁽¹²⁾また萩原は、ココムの輸出統制リストや詳細な輸出統制方針に関する情報をほとんど報告しておらず、これらの事実から萩原は、日本のココム加入を「国際社会への復帰」という観点から考慮していたといえる。これに対して外務省では、萩原の報告に対する明確な反論も出されず、萩原のココム加入に対する態度は、基本的に共有されていたと考えられるのである。

一方アメリカ側では、一九五二年三月、対日占領の終結を目前に控え、連合国総司令部(SCAP)が通産省に対

する輸出統制権限の移譲を完了する。そして、独立後は輸出統制に関する国際組織に参加するよう日本政府に要請するとともに、アメリカ側としては日本が別組織に加入することを希望する旨述べたうえで、現組織と別組織のいずれに加入を希望するのかについて日本側の意見を求めた。⁽¹⁴⁾ ココム加入に対する態度表明を迫られた日本政府は、湯川盛夫外務省経済局長を通じて、四月に国務省・商務省代表が来日した際、「アジア諸国だけで独立のグループを形成するよりも、むしろ利害関係の一致する西欧諸国のCOCO Mに加入したい」と暫定的に回答した。⁽¹⁵⁾

しかし、このような外務省の見解に対しては通産省が反対していた。通産省は、アメリカ側が設立を希望する別組織への加入を主張していたのである。⁽¹⁶⁾ その理由を明確に示す史料は見当たらないが、通産省の貿易振興政策を考慮するとき、以下のような仮説が妥当であると考えられる。まず第一に、通産省は、日米経済協力構想に基づく東南アジア開発⁽¹⁷⁾、及び新特需を、輸出振興による日本の経済復興・経済自立という観点から重視していた。⁽¹⁸⁾ というのも通産省は、敗戦による植民地喪失に伴う戦後日本の輸出市場の狭隘化を憂慮するとともに、戦前日本の主要な貿易市場で

あった中国市場の「冷戦」に伴う「構造的喪失」を認識していたからである。この「構造的喪失」とは、「冷戦」という対立状況の激化により二つの閉鎖的な経済圏が出現し、戦前日本の独占市場であった満州を含む中国は、いまや日本が属する資本主義経済圏とは異なる社会主義経済圏に編入されたという認識である。⁽²⁰⁾ さらに通産省は、この結果として、中国はソ連の支援のもとに工業化を指向し、そのために戦前は輸出向けだった大量の原材料を国内向けに必要とするだろうと認識していた。⁽²¹⁾ こうして通産省は、戦後日本が対中貿易を戦前の水準まで回復させることは困難であるとの認識に基づき、日米協力による東南アジア開発及び新特需を重視していくのである。いわば通産省は、戦後日本の貿易市場の模索という観点から、主にアジア諸国から成る別組織への加入を指向していたと考えられるのである。また第二に、通産省では、外務省とは異なり、西欧諸国に対する不信任が持たれていたことが挙げられる。その不信任とは、西欧諸国の対中貿易に対する関心が希薄であることから日本は現組織加入により厳格な対中禁輸を強いられる、というものであった。⁽²²⁾ 後述のように通産省は、対中貿易の拡大を希望する国内的圧力に対する配慮から日本が

厳格な対中禁輸を継続することに対して懸念を抱いており、通産省にとって別組織の設立はこの観点からも好都合だったといえよう。

このような対立が収斂していく過程については、残念ながら現在の史料公開状況では明確にすることができない。ただ秋原は、朝鮮戦争休戦以後には西欧諸国も対中貿易に対して積極的になると外務省に報告しており、上述した通産省の懸念を緩和したものと考えられる。また外務省は、アメリカ以外のコム加入諸国は日本の現組織加入に絶対賛成であるとの情報を得ており、このことは外務省の立場を強化したものと思われる。²³⁾

こうして、外務省と通産省との政策対立は外務省の方針へと収斂し、五月三〇日、日本政府は駐日米大使館に対してコムへの加入申請を行ったのである。²⁴⁾

②品目問題をめぐる対応

さて機構問題に関しては、上述のように、外務省の方針に収斂する形で政策調整が行われていたが、品目問題に関しては、通産省がアメリカ側に対して積極的に働き掛けていた。

一九五二年二月、SCAPから通産省へと輸出統制権限の委譲が開始されるに伴い、通産省は、対中禁輸を緩和したいとの希望をSCAPに表明した。また四月、国務省・商務省代表が来日した際にも黄田多喜夫通産省通商監が詳細な資料を提出し、日本の対中禁輸条件が西欧諸国に課された条件以上に厳格であると主張、紡績機械、亜鉛鉄板、毛糸製品、染料、紙類の五品目など具体的品目を明示してその緩和を希望した。²⁵⁾これに対して、政府内部の政策対立が未解消のために占領政策の継続以外に方法がなかったアメリカ政府は、輸出統制権限の委譲が対中禁輸の緩和を意味するものではなく、朝鮮戦争休戦までは対中禁輸の現状維持を希望すると回答する。²⁶⁾

通産省は、上述した「冷戦」に伴う中国市場の「構造的喪失」に加えて、日本の経済復興・経済自立における北米市場の重要性を十分認識していた。そのうえ日本政府は、アメリカ政府から、日本の対中禁輸緩和要求はアメリカ世論を刺激し、通産省が指向する産業構造・輸出構造の重工業化に不可欠な石炭・鉄鉱石など原材料の輸出制限を考慮せざるを得なくなる、との圧力を受けていた。²⁷⁾にも拘らず通産省は、アメリカ政府が強硬に反対する対中禁輸の緩和

を要求するのである。日米協力を重視し、別組織への加入を主張する通産省が、なぜこのような行動をとったのか。この問題に関しては、史料の制約により仮説的試論の域を出ないが、次のような理由が指摘できる。それは日本の国内的圧力に対する配慮である。国内産業の保護・育成と国際競争力の強化を同時に行いながら輸出構造の重工業化を指向するために、国内産業に対する様々な制限措置を必要としていた通産省としては、その方針に対する国内企業の協力を得るためにも、対外的には、アメリカの対日占領に起因し貿易振興を阻害する対日差別の撤廃を推進する必要があった。そして対中貿易に関しても同様に、日本の厳格な対中禁輸を長期的には西欧諸国並みまで緩和する姿勢を国内企業に対して見せる必要があったと考えられるのである。⁽²⁸⁾朝鮮特需の減退、英連邦諸国の輸入制限強化などにより輸出が一時的に停滞する一方、モスクワ国際経済会議の開催、第一次日中間貿易協定締結などにより、日本国内の対中貿易の再開に対する期待は高まっていた。⁽²⁹⁾通産省としては、このような国内的圧力の存在を認識するとともに、朝鮮戦争休戦以後はこの動きがさらに活発化することを予測し、アメリカ政府と対中禁輸の問題を討議する糸口

を模索していたものと考えられるのである。⁽³⁰⁾

こうして通産省は、日本の対中禁輸を緩和するようアメリカ政府に、さらには外務省に対して要求する。興味深いことにこの通産省の主張は、少なくとも朝鮮戦争休戦までは対中禁輸の現状維持を表明してきた外務省に一部受容されることとなる。一九五二年五月、機構問題に関する態度表明と前後して外務省は、アメリカ側に対して、対中禁輸の調整を要求する。その内容は、戦略的優位のない品目の具体例として上述した五品目を挙げ、見返りとして粘結炭、鉄鉱石など、日本の経済復興・経済自立に重要な物資が得られるのであれば輸出統制を緩和したい、というものであった。⁽³¹⁾

外務省が通産省の対中禁輸緩和要求を一部受容したのは、上述した五品目の対中禁輸緩和問題（以下、五品目緩和問題と略）が一部マスコミに漏洩したからであるといえる。五品目緩和問題に関しては、外務省と通産省とが非公式折衝を行っていたと考えられるが、五月下旬、その具体的内容がしばしば新聞紙上に掲載され、事態收拾のため、岡崎外相が対中貿易は緩和せずとの記者会見を行うに至る。⁽³²⁾この情報漏洩には通産省が関与していたものと思われるが、⁽³³⁾

外務省はこの五品目緩和問題の漏洩及びそれに伴う対中貿易の再開への期待が反米感情に転化する可能性と、それがもたらすであろう政治的影響を危惧していた。⁽³⁴⁾ 外務省としては、このような状況を背景として、対中貿易の拡大に対する国内的圧力への配慮から五品目緩和問題をアメリカ側に要求することで、通産省の主張を一部受容したのである。

こうして日本政府は、後述する国際会議を睨んで、機構問題に関しては、「国際社会への復帰」という観点から現組織への加入を主張し、品目問題に関しては、国内的圧力への配慮という観点から日本の対中禁輸の調整を要請する。そして、それらとは一応別個に、日本政府は、特に上述した五品目に関しては随時アメリカ側に対中禁輸の緩和を要求していくのである。

四 ワシントン会議開催と日米秘密協定締結

①日本外務省の訓令と五品目緩和問題の解決

日本外務省は、機構問題・品目問題ともに、国際会議で討議されるものと認識していたが、日本の対中禁輸に関する国際会議開催が正式に決定されるのは、6月のCG会議

においてであった。ココム諸国はこのCG会議で、アメリカ側が提案する国際会議には5カ国(米英仏加日)が出席すること、7月には開催することで合意した。⁽³⁵⁾ 外務省は、CG会議前後の事態の推移に関してかなり正確な情報を入力し、日本の現組織加入を実現すべく対応している。たとえば、六月のCG会議開催直前、外務省はCG会議での発言の機会を模索しており、また、CG会議において別組織案を主張するアメリカ側と、西欧諸国のイニシアティブをとり現組織案を主張するイギリス側が対立しているとの情報を得ると、外務省はイギリス政府との連絡・提携を密にしていくのである。⁽³⁶⁾

七月に入り、五カ国会議がワシントンで開催されることが外務省に通知されると、日本側でも武内龍次駐米公使を主席代表とする外務省・通産省職員からなる代表団が選定されるなど、ワシントン会議に向けての準備が進展する。

アメリカ政府内部では、ワシントン会議において別組織案を主張することが正式に決定され、その詳細が日本側に通知された。⁽³⁷⁾ そして会議直前の七月半ば、外務省は、代表団に対する以下のような訓令を策定する。やや長くなるが、興味深いので引用しておきたい。

一・統制機構

わが方としてはCOCOMへの加入を希望するがこれが困難な場合には、

・ 右機構と別個に太平洋地域のための機構を新設することは避ける。

・ 形式上はCOCOMと別個であるがこれと密接に関連する組織(例えば、COCOMのsub-committeeとして太平洋地域のみを取り扱うもの)の設置が提案された際は、右両機構の統制の方針及び実施の細目が完全に同一的であり、右sub-committeeにできるだけの極東諸国を招致方努力することを条件として受諾して差し支えない。

二・統制の限度及び内容

統制の限度及び内容については同一基準によるべきであつて、この点に関する西欧諸国と日本との間の差異は本会議で調整されるべきであると考ええる。従つて西欧の統制が日本の限度まで強化されるならば、わが方としては現行統制継続の用意がある。右調整が本会議において行われぬ場合には、暫定的に日本が現行の中共輸出を西欧並みまで調整することにつき米国の諒解を得るため会議の内外を問わず努力する。右努力が充分成功しない場合は改めて事後の方法につき請訓ありたい。なお、統制の限度及び内容について、ソ連と中共に差異を設けることは差し支えない。⁽³⁸⁾

この訓令には外務省と通産省とが妥協した形跡が随所に見られるが、特に興味深いのは、日本側が最終的に、西欧諸国並みであれば対中禁輸の現状維持をも容認することを明示している点である。上述のように、外務省も通産省も、少なくとも朝鮮戦争休戦までは対中貿易を再開する意図はなく、日本の対中禁輸が西欧諸国並みに調整されれば、それぞれが懸念する国内的圧力にも対処できると考慮したのかもしれない。

外務省の訓令がワシントンに通知された直後、外務省は、それまで品目問題を五カ国会議で討議するとの姿勢を示していたアメリカ側の品目問題、特に五品目緩和問題に対する態度を武内から報告される。その内容は、上述した五品目に関しては、イギリスも輸出統制に同意している亜鉛鉄板以外の四品目につき、一部の戦略的重要性のあるものを除き輸出統制緩和を承認すること、そして品目問題に関しては、原則についての合意を得るべく二国間で協議する、というものであつた。⁽⁴⁰⁾ こうしてワシントン会議を目前にして、機構問題は五カ国会議で、品目問題は二国会議でそれぞれ討議されることとなつたのである。⁽⁴¹⁾

②ワシントン会議の展開と結末

上述のように品目問題に関しては、五カ国会議開催以前に日米二国間で協議することが事実上決定され、七月二十八日午後、機構問題を討議すべく五カ国会議が開催される。ワシントン会議は、アメリカ側の方針転換が明確となる七月三十一日を挟んで二つの時期に分けられるが、第一の時期は、機構問題・品目問題ともにそれぞれの主張を行い、妥協案を提示し合う時期として位置付けられる。五カ国会議では、アメリカ代表リンダー(Harold F. Linder)と西欧諸国のイニシアティブをとるイギリス代表との間で、日本を現組織と別組織のいずれに加入させるのかをめぐって対立し、武内は、イギリス側との連絡を取りつつも、二国間会議に対する悪影響を考慮して慎重な発言を繰り返していた。⁽⁴²⁾リンダーは、別組織の設立を強硬に主張し、各国代表は会議の決裂を懸念するほどであった。⁽⁴³⁾また二国間会議では、日本側が提出した対中禁輸に関する了解文書をたたき台として討議がなされ、アメリカ側は、了解文書にある品目以外でも中国に対して戦略的に重要な品目が存在すると主張、日本側に再考を求めている。⁽⁴⁴⁾

このような会議の行き詰まりを打開したのはアメリカ側

の態度の変化であった。七月三十一日午前、二国間会議の席上、原則的合意を日本側から取りつけるべく交渉していたリンダーは、突如日本の対中禁輸に関する具体的品目の議論を展開する。⁽⁴⁵⁾そしてリンダーは、その直後の五カ国会議において、それまで受諾不能と主張していたイギリス側の妥協案に対して原則として同意し、その詳細については、日本を除く四カ国からなる起草委員会において議論することと合意した。⁽⁴⁶⁾さらに、七月三十一日午後の二国間会議において、リンダーは、日本がココム諸国以上に厳格な対中禁輸を継続する意図を明確にすべく、秘密書簡を交換したいと主張するに至る。⁽⁴⁷⁾このリンダーの態度は国防省の規定方針に沿うものであり、別組織案が拒否されれば、武内から日本の対中禁輸の現状維持に関する言質を取るよう要請されていた。⁽⁴⁸⁾リンダーとしても、会議の決裂を回避するためには、国防省の書簡交換要求に同意せざるを得なかったのだろう。

機構問題に関してリンダーがイギリス側の妥協案を受諾したことは、日本の現組織加入が事実上確定したことを意味する。このことを確信した武内が最も懸念したシナリオは、アメリカ側の圧力による会議の決裂であった。武内は、

国防省を中心とする勢力が日本の対中禁輸の現状維持を主張して書簡の交換を要求し、また、日本を利用して西欧諸国の対中禁輸強化を計画していることを察知していた。⁴⁹⁾つまり武内は、西欧諸国の対中禁輸がアメリカの圧力により強化され、その結果日本の対中禁輸が西欧諸国並みに調整される見通しを得たのである。さらに通産省も、日本の対中禁輸に関する協議を継続することについてアメリカ政府の了解を得ており、会議の目的を達していた。⁵⁰⁾武内は、これらの事情を勘案し、八月二日早朝、日本の現組織加入を確実なものとするためリンダーとの書簡交換に同意するのである。⁵¹⁾

この書簡交換が奏効して、その直後の五カ国会議では、起草委員会の結論に対する若干の技術的修正が施されたのみで、日本の現組織への加入と中国委員会の設立をC G会議に勧告することで合意し、ワシントン会議は閉幕した。ただ武内としては、ワシントン会議を「極東貿易会議」として日本の対中禁輸緩和の機会だと注目する日本国内に対して配慮する必要があった。というのは、日本のみが対中貿易に関してアメリカから不当な圧力を受けているという国内の雰囲気を変え、感情に転化させないよう払拭する必要

があったからである。⁵²⁾武内は、外務省の意向により、英米代表、特に議会や世論に対する影響を懸念するリンダーの反対にも拘らず、会議終了直後、四品目の対中禁輸緩和を発表する。⁵³⁾

そして九月はじめ、先に交換された秘密書簡に基づいて、具体的品目に関する討議が行われ、日米秘密協定が締結された。これにより日本政府は、ココム諸国以上に厳格な対中禁輸を維持することでアメリカ政府と合意する。しかし一部品目に関しては、日本の経済復興・経済自立に本質的な物資との交換であれば輸出が許可され、その意味では日本の対中禁輸は実質上緩和されることとなったのである。

五 おわりに

こうして日本は、九月のC G会議にはじめて招請され、正式にココムへの加入を承認される。これまでの分析が妥当であるならば、外務省と通産省はどのような政策構想を抱き、日本のココム加入問題を考慮していたといえるのか。最後に整理しておきたい。

まず外務省は、機構問題を戦後日本の「国際社会への復帰」という文脈に位置付けていた。日本の現組織(ココ

ム) 加入に対する西欧諸国の支持は明確であったから、外務省の主要な関心は、如何に「国際社会への復帰」を実現するのであり、具体的には、アメリカの政府や世論をできる限り刺激せずにアメリカの対日支配を緩和することであった。そのためには、対中禁輸の緩和に期待する国内的圧力が反米感情に転化し、その反米感情が対米批判へと向かうことを回避する必要があった。というのも、対米批判が高揚すれば、アメリカ政府は日本の中立主義化を懸念し、日本政府に対する圧力という形で対日支配を強化する可能性があったからである。これは、外務省が指向する「国際社会への復帰」という目的を阻害するものであった。外務省としては、このような事態を回避するためにも、対中禁輸の緩和に期待する国内的圧力に配慮すべく、五品目緩和問題の解決と四品目緩和の発表を実現する必要があったのである。

また通産省は、日本のココム加入問題を戦後日本の貿易市場の模索という観点から考慮していた。通産省が機構問題において別組織加入を主張した背景には、敗戦と「冷戦」の激化に伴う戦後日本の貿易市場の狭隘化という認識と、それに対する一つの解決策としての日米経済協力構想

を重視する姿勢とが存在していたのである。しかし機構問題が外務省の方針に収斂すると、通産省は対中禁輸の緩和を外務省に要求する。このような通産省の行動の背景には、あくまで仮説的試論の域を出ないが、通産省もまた、対中禁輸の緩和に期待する国内的圧力に配慮する必要があったと考えられる。たとえ戦前のような対中貿易が期待できなくとも、朝鮮戦争休戦以後、対中貿易が再開されれば、西欧諸国との対中禁輸条件の格差が日本には不利に作用する。もしこのような状況が起これば、通産省は、対中貿易の拡大を希望する国内企業から非難されかねない。通産省は、このような思惑から、対中禁輸の緩和を積極的に主張したと考えられるのである。

こうしてみてみると、日本のココム加入の歴史的過程における外務省と通産省の態度は、以下のように理解することができないのではない。つまり、敗戦とそれに伴う占領をやむを得ず受容し、朝鮮戦争に伴う「冷戦」の激化をやむを得ない状況として受容してきたと考えられる外務省や通産省が、対日講和条約の締結・発効による独立を契機に、アメリカの対日圧力の緩和や西欧諸国との対等性の回復、さらには対中禁輸の緩和など、対日占領の結果生じた「行

き過ぎ」の是正を、西側陣営に属しつつ試みた事例として理解することができないか。さらにいえば、アメリカの対日占領政策の「行き過ぎ」を是正するという指向性から、日本のココム加入は「対米自主」の側面を多分に持っていたと指摘できるかもしれない。そして、このような政策方針の決定の背後には、上述のように、反米感情への転化を懸念された国内的圧力が重要な役割を果たしていたのである。⁽⁵⁹⁾

事実、一九五三年七月、朝鮮戦争が一応休戦すると、特需の減退と景気の後退も影響して、日本国内では対中貿易の拡大に対する期待が高揚する。これに伴い日本政府内部でも、「冷戦」の緊張緩和という状況認識が受容されるにつれて、対中貿易の経済的意義が次第に再評価され始める。そしてこのような動きが、「国際社会への復帰」という目的と絡み合い、吉田政権末期のいわゆる「吉田ミツシヨン」という形で表出するのである。

- (1) 加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム、一九四
五—一九九二—転機に立つ日本の貿易政策』有信堂、
一九九二年、一六三—一七二頁。Yasuhara Y, "Japan,

Communist China, and Export Controls in Asia 1948-1952", in *Diplomatic History* (Winter, 1986). 安原洋子「中国委員会(チンコム)と日本」『東京大学教養学部紀要』、一九八五年。石井修「冷戦と日米関係」ジャパンタイムズ、一九八九年、第四章。同「対中禁輸と日本の経済自立」『国際政治』、一九八七年。

(2) 本稿も主に依拠する外務省の一次史料を利用し、外務省のココム加入に対する動機の解明を試みた先駆的研究として、山本武彦「戦後経済冷戦の深化と日本外交—経済「封じ込め」網の形成力学をめぐって—」河原宏・河原宏教授古稀記念論文集刊行会編『日本思想の地平と水脈』ペリカン社、一九九八年。また、外務省の一次史料に基づき、日本政府に秘密情報をもたらした「例の人物」(後述)とその役割に焦点を当て、日本のココム加入を再検討した興味深い論考として、加藤洋子「外務省文書が語る日本のココム加入経緯—新ココムへの展望は?—」『ジエトロセンサー』、一九九五年。同「再考…日本のココム加入とチンコムの設立」『国際関係研究』、二〇〇一年。ただいづれも、日本のココム加入の主要な動機の一つが対中禁輸の緩和にあると暗示している点では、従来の研究と見解を同じくしており、また外務省と通産省の政策対立を分析の対象としていないという点で、

本稿とは視点を異にするものと考えている。

(3) 加藤、前掲書、三頁、六一頁。なお本稿では、以下、特に断りのない限り、CG及びCOCOMの総体を指すものとして「ココム」の語を用いるものとした。

(4) 萩原駐仏在外事務所長発湯川外務省経済局長宛、一九五二年四月七日、第十二回公開文書、「対共產圏輸出統制機構関係一件 日本の加入関係」(E〇〇二五)、一四一―二四、日本外務省外交史料館(以後、外交史料館と略。以下に引用する日本外交史料は、特に断りのない限りE〇〇二五からの引用とし、文書はマイクロフィルムに撮影した通し番号で表示する。また、特段の必要がない限り、文書は一九五二年のものとし、文書年度は省略する)。

(5) 武内駐米公使発湯川宛、五月一六日、六三一七、外交史料館。

(6) 安原、前掲論文、三三頁。石井、前掲論文、一一九―二〇頁。また、国務省内部においても意見対立が存在していた。Department of State, *Foreign Relations of the United States (以下、FRUSと略)*, 1952-1954, vol. XIV, *China and Japan*, part 2, pp.1286-7

(7) 安原、前掲論文、三四頁。石井、前掲論文、一一九頁。萩原発湯川宛、四月七日、前掲。萩原発岡崎宛、四

月一八日、四八、外交史料館。

(8) 湯川発萩原宛、一九五一年一月、三一四、外交史料館。

(9) 萩原が情報を得ていたのは、外交記録上「例の人物」として登場する人物からであった。このことは、コムの秘密性を如実に示しているといえる。この「例の人物」と、日本のコム加入におけるその役割については、加藤、前掲論文(二〇〇一年)を参照。

(10) 萩原発湯川宛、一月二日、五一―一〇、外交史料館。

(11) 萩原発湯川宛、四月七日、一四―二四。萩原発吉田首相宛、四月二六日、四九―五四、外交史料館。

(12) 事実、萩原は、アジア諸国から成る別組織が日本を対象としたものであり、共同歩調をとるべき大国がないことを理由に日本は現組織に加入すべきであると主張している。萩原発吉田宛、四月二六日、前掲、外交史料館。武内龍次駐米公使もまた、日本が別組織加入を余儀なくされた場合、コムと同様、なるべく西欧諸国を加入させることが有益であると報告している。武内発湯川宛、五月一六日、六三一七、外交史料館。

(13) 実際、萩原は、コムの輸出統制リストの内容よりも、まず日本がコムとの間に公式の関係を持つことが重要であると明確に述べている。萩原発岡崎外務大臣宛、

五月一三日、六〇一二、外交史料館。

(14) SCAP 発日本政府宛、三月二五日、三七、外交史料館。

(15) 湯川発萩原宛、四月一六日、三八一四三。「中共諸地域に対する貿易管理」、七月一五日、二三九一四九、外交史料館。この回答から、外務省が機構問題に関する選択を、その構成国がアジア諸国か西欧諸国か、という観点から行っていたことが明確となる。「利害関係の一致」が何を意味するのか、必ずしも明確ではないが、それは萩原の報告などから、輸出統制の問題に関するアメリカの支配の緩和であると推測され、もしそうだとすれば、このことは、外務省が萩原のココム加入に対する態度を共有していたことを示すもう一つの事例であるといえよう。

(16) Yasuhara, op.cit., p.87.

(17) 日米経済協力構想について、Borden, William S., *The Pacific Alliance: United States Foreign Economic Policy and Japanese Trade Recovery, 1947-1955* (The University of Wisconsin Press, 1984), chap.4. Schaller, Michael, *Altered States: The United States and Japan since the Occupation* (New York: Oxford University Press, 1997), chap.3. 中村隆英「日米『経済協力』関係の

形成」近代日本研究会編『太平洋戦争―開戦から講和まで―』山川出版社、一九八二年。東南アジア開発については、波多野澄雄「東南アジア開発」をめぐる日・米・英関係―日本のコロンボ・プラン加入（一九五四年）を中心に―」近代日本研究会編『戦後外交の形成』山川出版社、一九九四年。

(18) 新特需とは、アメリカの緊急調達計画によりその都度発注されるもので、狭義の特需（朝鮮特需）とは一応区別されていた。通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第二巻、通商産業調査会、一九九〇年、五三五頁。これら特需の日本経済における重要性は、たとえば、ドル不足に悩む日本の外貨収入に占める特需の割合が三割前後であったことから理解される。

(19) 通商産業省通商局通商調査課編『日本貿易の展開―戦後十年の歩みから―』商工出版、一九五六年、三八―九頁、五〇頁、五七頁、七〇―一頁。『通商産業政策史』第二巻、四九九―五〇四頁。第五巻、三七―八頁、七―一九頁。第六巻、二九―三六頁。そのうえ、ドル地域に対する輸出振興は、戦後日本の原材料輸入が中国からアメリカに転換されたことによる輸入増大に対処すべく、特に重視されていた。経済企画庁・戦後経済史編纂室編『戦後経済史（貿易・国際収支編）』大蔵省印刷局、一九

六二年、一七五―八二頁、一九八―二〇二頁。

(20) 通商産業省大臣官房調査課編『戦後経済十年史』、商工会館出版部、一九五四年、四〇三―四頁。

(21) 『日本貿易の展開』、三八―九頁。『戦後経済十年史』、四〇九―一〇頁。一九五二年五月のイギリス商社の中国撤退決定もこのような状況認識に影響を与えたものと考えられる。なお外務省はこの問題を検討している。アジア局第二課、六月一八日、第一六回公開文書「在華英国商社の引揚問題関係一件」(K〇〇九一)、一九五三―二〇三、外交史料館。

(22) 吉田発パリ在外事務所宛、四月一八日、前掲、外交史料館。

(23) 萩原発吉田宛、四月一八日、前掲。萩原発吉田宛、四月二六日、前掲、外交史料館。また萩原は、「例の人物」から、NATOとコムの関連付けが模索されているとの情報を得ており、これが実現すればNATOに非加盟の日本は別組織への加入を余儀なくされる、との懸念を抱いていた。この情報も外務省に報告されており、現組織加入を希望する外務省は、早急に態度を決定することが得策であると認識していた。萩原発岡崎宛、五月七日、五五―七七。高裁案、五月一二日起案、五月一六日決裁、六八―七〇、外交史料館。

(24) 岡崎発萩原宛、五月三〇日、七二、外交史料館。日本政府のコム加入に対する動機を考察するとき、吉田茂首相の意向を検討することが重要であるのはいうまでもない。しかしこの問題に関しては、極度の史料的制約により、本稿では言及できなかった。ただ、吉田が中ソ離間の観点から対中貿易の拡大を重視していたことと、日本政府がコム加入問題について現組織への加入を決定・推進したことを考慮するとき、次のような仮説が妥当であると思われる。つまり吉田と外務省は、吉田が対中禁輸緩和、外務省が「国際社会への復帰」と、それぞれ異なった動機を抱きながらも一致して現組織への加入を指向したという仮説である。日本政府のコム加入に対する政策方針が現組織加入へと収斂した背景には、このような吉田の現組織加入に対する支持があったのではないかと考えられるのである。

(25) 「中共諸地域に対する貿易管理」、前掲、外交史料館。この五品目はいずれも、戦前・戦後を通じて中国市場と密接な関係を持つ品目であった。『日本貿易の展開』、一三六頁、一五三―四頁、一六四―五頁、二〇一―二頁。

(26) SCAP発日本政府宛、三月二五日、前掲、外交史料館。

(27) 『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、一七五―一八

二頁。米國務省回答、六月二一日、二一〇一、外交史料館。『中共貿易とケム修正案』、『エコノミスト』、一九五二年六月一一日号、七頁。東南アジアの工業化を認識する通産省は、輸出市場を獲得するためにも輸出構造の重工業化が緊要だと認識していた。『通商産業政策史』第五卷、七二頁。

(28) というのも日本国内には、関西財界に限らず、朝鮮戦争休戦以後の対中貿易の再開に対する期待が広範に共有されていたからである。『吉田書簡と財界』、『エコノミスト』一九五二年二月一一日号、一〇頁。また独立直後の産業政策は、産業構造の重工業化のために、電力・石炭など重点産業に対して優遇措置を付与する一方で、「不急不急」産業の生産・設備を制限し、国際競争の激しい業種に対する一定規模以下の新企業設立を禁止するなど、直接統制指向が強く、通産省は国内企業の協力を必要としていたと考えられる。『通商産業政策史』第二巻、五〇三―四頁。

(29) 古川万太郎『日中戦後関係史』原書房、一九八八年、四五―四七頁。

(30) このような通産省の国内企業に対する態度は、それが通産省の意図したものであるとないに拘らず、アメリカ政府にある種の懸念と不信を与えたと考えられる。

つまり通産省の態度は、対中貿易をカードに東南アジア開発に対する資金援助や新特需の発注増を迫るものであるとアメリカ政府に認識されたものと考えられるのである。この点について、駐日米大使館が日本の対中貿易問題に関して通産省に不信感を抱いていた事実を裏証的に指摘したものとして、清水さゆり「日中民間貿易と日米外交、一九五二―一九五五年」、『一橋論叢』、一九九五年。(31) 「中共諸地域に対する貿易管理」、前掲。岡崎発武内、朝海駐英公使、萩原宛、五月二七日、二〇五一六、外交史料館。

(32) 「吉田内閣刊行会『吉田内閣』吉田内閣刊行会、一九五四年、五四八頁。

(33) このことを直接的に示唆する史料は見当たらないが、後述の、主に機構問題を討議する非公式会議であったワシントン会議が、品目問題を討議する「極東貿易会議」として報道されたことなどに鑑みれば、品目問題を重視する通産省から情報が漏洩したと考えるのが妥当であるように思われる。

(34) 岡崎発武内、朝海、萩原宛、五月二七日、前掲、外交史料館。外務省が対中貿易をどのように認識していたのかという問題については、たとえば、外務省情報文化局『世界の動き』特別号(一九五二年六月七日号)、第

十四回公開文書、「本邦対中共貿易関係雑件」(E'〇二二)。(二)ここでは、「二つの世界」の政治的・軍事的対立が対中貿易の阻害要因であり、対中貿易は中国の軍事力強化に貢献し日本に対する政治的・軍事的圧迫を招来するという意味において本質的には政治的・軍事的問題であるから、経済的利益やアメリカへの追従、国連協力の観点のみならず、日本の安全保障という「自主的見地」からも検討する必要があると主張している。

(35) 西村駐仏大使発岡崎宛、六月二一日、七七。西村発岡崎宛、六月二五日、二一九、外交史料館。

(36) 西村発岡崎宛、六月一三日、七五。松本駐英大使発岡崎宛、六月二〇日、七六、外交史料館。

(37) 岡崎発米英仏加各大使宛、七月二二日、二六五―七二、外交史料館。また、アメリカ政府内部において別組織案が策定される過程については、石井、前掲論文、一九一―二〇頁。

(38) 高裁案、七月二二日起案、七月二四日決裁、二七五―一八三、外交史料館。

(39) たとえば、機構問題に関しては、別機構設置の場合、極東諸国を招致すると明記している点で、西欧諸国との対等性を主張する外務省が譲歩したと考えられる。また品目問題に関しては、対中禁輸の緩和に固執しないこと

を明示している点で、通産省が譲歩したと考えられるのである。ちなみに、譲歩による不利益を払拭するため、外務省は、別組織設置の場合には現組織への常時オーバー参加をアメリカ側に要求しており、通産省は、五品目緩和問題をワシントン会議で必ず取り上げるよう外務省に要請している。高裁案、七月二二日起案、七月二四日決裁、二八四―八。岡崎発新木駐米大使宛、七月二五日、二九六―九、外交史料館。

(40) 岡崎発新木宛、七月一八日、二五九―六一。新木発岡崎宛、七月二三日、二六四、外交史料館。このようなアメリカ側の態度の背景には、五カ国会議において品目問題を討議することに対する国防省の懸念が存在していたと考えられる。というのも、西欧諸国は、日本の対中貿易の拡大を自国市場における競争回避の観点から重視していたからである。アメリカ政府は、品目問題を五カ国会議で討議しないことについてイギリス政府の同意を事前に得ており(松本発岡崎宛、七月二六日、三〇二―三、外交史料館)、四品目の対中禁輸緩和は、日本を品目問題に関して二国間会議に誘導するとともに、五カ国会議の経過が芳しくないときは日本から対中禁輸の現状維持についての言質を取ることまで考慮した、アメリカ政府の戦術として理解することができるだろう。

- (41) ただ、このようなアメリカ側の態度表明は、アメリカ政府内部の政策対立がこの時期に調整されたことを意味しない。紙幅の都合により詳述できないが、この対立は、ワシントン会議終了直後にNSC一二五／二の策定という形で調整されたと考えられる。FRUS, vol. XIV, op. cit., pp.1300-8.
- (42) 新木発岡崎宛、七月二十九日、三二五―七。新木発岡崎宛、七月二十九日、三二八―三一、外交史料館。
- (43) 新木発岡崎宛、七月三〇日、三四一―四、外交史料館。
- (44) 新木発岡崎宛、七月二十八日、三二〇―一、外交史料館。
- (45) 新木発岡崎宛、七月三十一日、三四七―五六、外交史料館。
- (46) 新木発岡崎宛、七月三十一日、三五七―八、外交史料館。
- (47) 新木発岡崎宛、八月一日、三六九―七一、外交史料館。
- (48) FRUS, vol. XIV, op. cit., pp.1292-4.
- (49) 新木発岡崎宛、七月三十一日、三四七―五六。新木発岡崎宛、八月二日、四〇四―七、外交史料館。
- (50) 新木発岡崎宛、七月三十一日、前掲、三四七―五六、

外交史料館。

(51) 新木発岡崎宛、八月一日、三六九―七一。新木発岡崎宛、八月二日、前掲、外交史料館。

(52) 岡崎発新木宛、七月三〇日、三三八―九、外交史料館。

(53) 新木発岡崎宛、八月二日、四一七、外交史料館。

(54) この対日占領の「行き過ぎ」是正が指向するのは、あくまである「過去」への回帰であり、その意味では、独立直後において戦後日本の国家イメージが、少なくとも日本のコム加入の過程に関する限り、政策決定者によって明確に提示されたとはいえないだろう。これはなぜなのか。本稿では紙幅と能力の都合もあり詳述できないが、筆者は以下のような印象仮説を抱いている。第一に、戦後直後に打ち出された国家イメージ、たとえば、日本国憲法が指向する「民主国家」「平和国家」というイメージなどが、「冷戦」の激化に伴う占領政策の転換によりその信憑性を喪失したと政策決定者が認識したからではないか。また第二に、政策決定者の現状認識と政策策定の方法におけるある傾向が、明確な国家イメージを提示しにくくしていたからではないか。特に後者に関して、武内のワシントン会議に対する総括報告が参考になると思われる。この報告は、外務省がワシントン会議

終了直前、リンダーとの書簡交換に対する懸念を表明したとき(この電信は、会議終了後ワシントンに到着した)、これに対する反論としてなされたものだが、武内は、「米国が中共との戦争を大なる犠牲と覚悟とを以て遂行している」のだから、日本も対中禁輸の西欧諸国並みに固執すべきではなく、また「米国側が誠意を以て」品目問題に対応しているのだから、日本も西欧諸国の対中禁輸を強化するアメリカの努力に「当然協力すべき」だ、と主張したのである。武内発岡崎宛、八月五日、〇四二五―三〇、外交史料館。この報告からは、武内が複雑・多様な現状を恩義や感謝という私的領域のコトバで一面的に捉え(たとえば武内は、別の箇所において、アメリカ側に対しては「話せば判る」との感想を深くした」と報告している。武内発岡崎宛、八月五日、前掲、外交史料館。)、それ以外の視角からの検討を試みていな

いという意味で武内自身、自らの捉える「現状」が一面的であるとの自覚は希薄であり、しかもその「現状」を所与として、それとの直接的関係において政策を策定しようとするため、政策が「現状」への追隨かその是正という形で単線的に策定されやすい、という傾向が指摘できるのではないか。もちろん、武内の報告にすべてを収斂させることはできないし、さらなる考察を必要とするが、独立直後に戦後日本の明確な国家イメージが提示されなかった背景には、政策決定者のこのような傾向が影響しているといえるのかもしれない。

二〇〇一年三月三十日受稿
二〇〇一年六月一日をへて掲載決定

(二橋大学大学院博士課程)